

核兵器禁止条約の意義と限界

Significance and Limitation of Nuclear Ban Treaty

渡貫 諒

Ryo WATANUKI

大阪経済法科大学 21世紀社会総合研究センター 客員研究員

国際基督教大学 社会科学研究所 助手

目次

- I. 序論
- II. 核兵器の削減・廃絶を巡る国際法の対応
- III. 核兵器禁止条約の理論的枠組み
- IV. 現行の国際法体系における核兵器禁止条約の意義と限界
- V. 結論

キーワード：核兵器禁止条約、NPT体制、人道的アプローチ、核軍縮、核不拡散政策

I. 序論

2016年8月、国連核軍縮作業部会は、2017年に核兵器禁止の法的枠組みを議論する国際会議を開催するよう国連総会に勧告する報告書を賛成多数で採択した¹。2015年の核不拡散禁止条約（NPT）運用再検討会議が決議文書の採択に失敗するなど²、核兵器に関する国際的な動きが停滞する中で、核兵器禁止条約が国連総会の議題として正式に取り上げられることは、核兵器の削減・廃絶に重要な一歩を与えるのか注目をされている。また、同年9月の国連総会に合わせて、国連安保理では包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効促進に加え、核実験やその他核爆発の自制を各国に求める決議第2310号が賛成14、反対0、棄権1で採択された³。2015年までの停滞から一転して、核兵器を巡る動きが顕在化したことに対し、法的禁止を含めた国際的な核廃絶の流れに対する期待感とは裏腹に、その効果を疑問視する声が強くなることは否定できない。とりわけ、国連核軍縮作業部会の報告書中にある「広範な支持を得て」⁴採択されたという文言自体が、オーストラリアなどの反対により同報告書を全会一致で採択することに失敗する中で、核兵器禁止条約推進国がより強い文言を盛り込み、それを多数決でもって採択した結果であることは、核兵器の禁止・廃絶を巡る国際対立が依然として克服されていないことを逆説的に示している。また

何より、核兵器禁止条約に関する国連作業部会には核兵器保有国は参加しておらず、条約が有志国による政治的宣言に留まる可能性も少なくはない。

もっとも、核兵器を巡る一連の国家間の意見の隔たりは決して新しい現象ではなく、むしろ核兵器削減・廃絶の中心的課題として、理論と実践両側面から長年にわたって議論されてきた問題である。その膨大な研究量は、その成果を網羅的に把握することそれ自体が一つの研究課題となるほどであるが、大別すると3つのアプローチに分類される。第1のアプローチは実定法アプローチである。これは核兵器に関する国家間条約や裁判例を時系列的に分析し、そこから核兵器に対する国際規範を導きだそうというものである。近年の研究状況を見渡しても、日本における軍縮問題の第一人者である黒澤満の研究⁵、法的枠組みの遵守確保、不遵守への対応から核兵器を含む大量破壊兵器と国際法の関係を扱った阿部達也の研究⁶、核兵器の合法性を国際人道法、原爆訴訟、ICJの勧告的意見などから多角的かつ批判的に検討した藤田久一の研究⁷、著者自身の実務経験を踏まえつつ、軍縮国際法を交渉枠組み、条約内容および関連文書の多様性を明らかにしつつ、そこから軍縮国際法の強化のために必要な方途を論じた福井康人の研究⁸など、多くの研究が国際法の観点から核兵器の不拡散や削減を議論している。第二のアプローチは、国際関係理論を参照しつつ、大量破壊兵器を巡る国際政治の状況を主として国家の動向から分析するものである。ケネス・ウォルツ（Kenneth Waltz）が構造的現実主義の観点から核兵器の拡散は戦争の可能性を抑制し、国際秩序を安定させるが故に望ましいとする論争的な議論をした他⁹、いわゆる現実主義、国際制度論、構成主義などそれぞれの立場から、核兵器の使用、削減等を理論的な側面から検討している。日本においては、こうした政治学的なアプローチは法的なものと比較して少ないが、秋山信将が核不拡散レジームに着目し、NPT体制に代表される従来の枠組みと、その外側に設置されるアド・ホックな枠組みの関係性、およびその相互関係について論じている¹⁰。その他にも、核軍縮論における国内体制の役割に着目し、その上で国際レベルでの軍縮を「大量破壊兵器不拡散の思想」という観点から論じる納谷政嗣、決定的な不平等があるにも拘らず核不拡散体制が形成されている理由を、国際レジーム論、ゲーム理論などを用いながら検討した梅本哲也の論考などがある¹¹。また、安全保障学の観点からは、国際政治における核兵器の保有主体や役割の変化が指摘される¹²。これは既存の軍縮議論が主として国家間関係の問題であったのに対し、近年懸念される核テロ攻撃などの防止という観点から、核軍縮・不拡散の意義を再検討するものである。

それでは、「NPT体制と適合しつつ、核兵器の禁止を目指す」という核兵器禁止条約は、法学、政治学双方からどのように評価されるのであろうか。本稿の目的は、この2つのアプローチ双方を参照しつつ、核兵器禁止条約の有する意義と限界を、法学・政治学双方の観点から検討することである。第1章では第一のアプローチを採り、核兵器廃絶に向けた流れを概観する。第2章では、核兵器禁止条約が根底に据える規範体系を検討する。核兵器廃絶に向けた様々な国際法上の取り組みがあるなかで、核兵器禁止条約の意義を法

規範的な観点から考察していく。第3章では、核兵器禁止条約が現行国際法上いかなる位置づけがなされるのかについて、とりわけ法的整合性という観点から論じる。これらを通じ、本稿が指摘したいことは、核兵器禁止条約と現行国際法秩序の相互作用は必ずしも自明視できるものではない一方で、現状の法秩序を「ある法」として受容することの危険性である。

II. 核兵器の削減・廃絶を巡る国際法の対応

核兵器開発に成功し、当初はその技術を独占していたアメリカであったが、一方で、冷戦状態にあったソ連の急速な技術的追い上げに直面していた。核兵器の圧倒的威力への危惧に加えて、ソ連だけでなく英国やフランスなど西側諸国も核兵器を保有するにつれ、原子力の規制を国際的な次元で取り組むべきという規範的要求そのものは確実に醸成されていった。その中には、原子力の平和利用や核不拡散の徹底が含まれる一方で、既存の核保有国には優越的な地位が付与されるという「不平等」性を内包することとなった。本章では、こうした「不平等」とされる国際法規半とその後の展開、および原子力規制をめぐる二国間条約双方に焦点を当て、核兵器禁止条約が核兵器規制にかかわるさまざまな条約などの法的措置のなかで、いかなる系譜に属するのかを明らかにする。

核兵器保有国としてアメリカにとって、膨張するソ連への対抗手段としての核兵器の意義と、将来的にソ連が核兵器を保有した場合に想定される核戦争勃発への危険性は、まさにコインの裏表であった。核兵器を「敵対の手段」として捉えるか、それとも「統制の手段」として捉えるかというジレンマこそ、原子力の国際管理を試みる最初の「試金石」とされる¹³。1945年11月、アメリカ、イギリス、カナダは国連に原子力管理のための委員会を設立することを提案し、ソ連も同提案には同調した。合意文書では、核兵器は「人類の経験したことの無い破壊をもたらすもの」と指摘されると同時に、いかなる防衛力も核兵器に対しては十分でないこと、そして「核兵器の一国に独占されえない」ことが記されている。1946年には、国際管理の在り方を具体的に示した報告書『アチソン＝リリエンソール報告』が米国で公表された。同報告書は、前年の合意を踏まえ、原子力開発公社を設立することを提唱している。その核心は、原子力技術開発を国家間協調の土台に基礎づけることを通じ、原子力をめぐる国家間競争を「排除」という、原子力の「国際開発協力を通じた安全保障」である¹⁴。とりわけ報告書は、原子力技術の軍事・平和利用が「互換的」かつ「相互依存的」¹⁵である点を注視し、原子力技術を法的に禁止するのではなく、その使用を平和的なものへと方向づけるよう国際的な管理体制を構築する重要性を強調している。1946年6月には、同報告書に基づく国際原子力管理機構の設立案が、米国外交代表であったベルナルド・バルバークにより国連に提出された。同提案は、原子力の国際管理機構の設立を提唱一方で、管理体制が適切な段階に至るまでの間はアメリカに核兵器の保有を認めるという、アメリカの核兵器独占という当時の現状を固定化する目的も色濃く

有していた。その意図を見抜いていたソ連などが同提案に賛同することは考えられず、原子力の国際管理構想は早くも頓挫することとなった。こうして核兵器は、アメリカにとってはソ連の膨張を食い止める手段として、そしてソ連にとってはそうしたアメリカに対抗する手段として理解されるようになり、その莫大な威力は安全保障政策の中心に据えられることとなった。

核兵器を「統制の対象」としてではなく「敵対の手段」とする認識が支配的になるにつれ、核兵器数の統制は核不拡散政策とが「分離」されていくこととなった¹⁶。このうち、核弾頭数の統制および制限については、主としてアメリカとソ連との間で実行された二国間軍備管理が挙げられる¹⁷。1962年に発生したキューバ危機は、米ソ両国に、偶発的な衝突が核戦争へと発展する可能性を大いに認識されることとなった。そうした意図せぬ核戦争の危険性を減らすべく、両国間では、核兵器を含む大量破壊兵器とその運搬手段の運用に透明性を持たせ、相互の誤解が軍事衝突へと発展することを予防する制度的枠組みを構築する機運が高まっていった。そこで、1969年より交渉が始まった第一次戦略兵器制限交渉（SALT I）を出発点として、1972年の弾道弾迎撃ミサイル制限条約（ABM条約）、1987年の中距離核戦力全廃条約（INF）など、主として核弾頭の運搬手段を規制する動きが広まっていった。また、1980年代からは核弾頭そのものの削減も交渉され、冷戦終結の流れと相まって、1991年の第一次戦略兵器削減条約（START I）、1993年の第二次戦略兵器削減条約（START II）が合意されるに至った。もっとも、こうした二国間条約はその時々々の両国関係に影響され、例えばソ連のアフガニスタン侵攻を巡って第二次戦略兵器制限交渉（SALT II）は期限切れを迎えたほか、START IIはアメリカがABM条約を脱退したことに反発するロシアが実行を拒否するなど、短期的な国政政治の流れに左右されることはあった。しかしながら、START IIこそ実行されなかったものの、2002年には通称モスクワ条約（SORT）が2011年には新戦略兵器削減条約（新START）が批准・発行されるなど、核兵器の9割近くを占める米露両国は二国間条約を通じて、冷戦期より核兵器の削減に努めてきた。もっとも、岩田修一郎は冷戦後の安全保障環境における米露の核戦力の重要性の低下や、米露間の国力の格差、より複雑化する戦略計算など、国際環境の変容に伴う戦略核軍縮の流動性を指摘する¹⁸。また、二国間交渉を通じた一連の成果は、必ずしも国際関係におけるリベラリズムが支持する「話し合いによる平和」ではなく、むしろ米ソもしくは米露が「その時点で行っている核軍備の努力に何ら障碍になるものではなく、お互いにさしつかえのない点についてだけ合意したもの」とする岡崎久彦の指摘がある¹⁹。言い換えれば、核兵器の対立する両国間の緊張緩和を通じて核兵器削減を可能にするという発想の根底には、核兵器を「敵対の手段」とする認識があるということである。

核兵器削減の問題とは対称的に、核不拡散への取り組みは国際社会全体の関心事として実行されてきた。1960年代当時、イギリスやフランス、そして中国が核兵器開発に成功し、核兵器の数は70年代半ばには15から20に達するという見通しさえあった²⁰。神谷万丈

は、60年代半ばまでに原子力の平和利用を志向する国も増加してきたとするが、原子力の利用技術は核兵器開発に直結するものである以上、それは「潜在的核兵器国の増加と同義と考えられた」ことを指摘する²¹。核兵器保有国および潜在的保有国が増加するにつれて、核兵器不拡散の問題は、国際社会の関心のみならず、既存の核兵器保有国の「共通の利益」となっていった²²。1961年の国連総会決議において、とりわけ核兵器保有国に対して、核兵器や製造技術に関わる情報を非核兵器国に移転することを控えるよう求める条項を有する国際合意の必要性を宣言した²³。この決議を発端とし、1968年に核不拡散防止条約（NPT）が成立した。福井康人は、NPT体制の特徴を「核兵器の非人道性と核兵器を巡る政治的思惑という奇妙な組み合わせ」であると指摘する²⁴。すなわち、NPT体制は一方においては、1967年以前に核兵器を保有した国には不拡散義務（1条）を定めるのに対して、非核兵器保有国に対しては不拡散義務に加えて、核兵器の保有を禁止（2条）し、かつ国際的な原子力管理機構である国際原子力機構（IAEA）による保障措置受け入れの義務（3条）を課している。核兵器保有国、非保有国双方ともに原子力の「平和的利用」（4条）の権利が認められるほか、核軍備の縮小に関する条約に対する「誠実な交渉」（6条）が求められる。このように、NPT体制下では、核軍縮交渉の「誠実」な実行は法的義務として加盟国に課される一方で、ある時間的な区切れを境目として、核兵器保有国と非保有国に対して異なった法的義務が課されるという不平等性を内包することとなった。

その他に、当初は米ソの二国間交渉に端を発しながらも、イギリスや非核兵器保有国にも署名が広がった部分的核実験禁止条約（PTBT）、PTBTでは規制されていなかった地下核禁止と世界規模での検証体制の整備を組み込んだ包括的核実験禁止条約（CTBT）なども一定の合意がなされている。だが、核実験を含む核兵器使用のコストが飛躍的に増大したとはいえ、これら核実験禁止条約はいずれも発行まで至っていない。当初25年間の期限付きであったNPT体制は、1995年の再検討・延長会議で無期限とされ、以後5年ごとに運用検討会議が開催されていることから、NPT体制が国際的核不拡散体制の中枢であることは否定しがたい²⁵。もっとも、NPT体制が内包する不平等性に対する非核兵器保有国の不満は根深いものがある。インドは、差別的なNPT体制に対する「異議申立」としての性格も有する核実験を強行したほか²⁶、非同盟諸国などを中心として、核兵器の禁止を目指す運動が芽生えている。また、1967年にはラテンアメリカ地域の非核化を求めたトラテロルコ条約が発効され、その後も南太平洋地域や東南アジア、中央アジア、中東などで非核地帯の設置が構想されるなど、NPT体制の枠内で地域的に非核地帯を設置する動きも進展をみせている。

二国間条約やNPT体制など、いわば制度的枠組みを通じた核兵器認識に加えて、国際司法の側から核兵器について検討を加えたと評価されるのが、1996年に国際司法裁判所（ICJ）が国連総会の要請に対して発表した『核兵器による威嚇または使用の合法性勧告的意見』である。この勧告的意見に関する評価は様々であり、とりわけ、核兵器の威嚇または使用を包括的・普遍的に禁止する国際慣習法や条約法の存在を否定したこと、自衛のた

めの極限状態における核兵器使用の合法性については、判決内でも見解が分かれるなど広範な議論の対象となってきた。そのため、勧告的意見が核兵器の違法性が「『使用』の違法性にある」とする基準を提示する一方で、核抑止政策の合法性を正面から議論しておらず、多くの疑問点が残されていることを指摘する研究がある²⁷。国際法とりわけ国際人道法との関係で、これまで法的関係が曖昧なままであった「自衛と核兵器の関係」といった「問題点の所在を明らかにした」と評価されている²⁸。とりわけ、藤田久一は、ICJ勧告意見が、NPTで定められている核軍縮交渉の完結義務についても「いとも簡単にはっきり肯定した」ことを、「誠実な交渉」を行うことを「より一步進めたもの」であるとして評価する²⁹。ICJが諮問事項外の事柄に言及したという法技術的な問題があるものの、核軍縮交渉完結義務を勧告的意見が明確に認めたこと、そしてその義務の普遍性を指摘した点について、多くの評価する見解がなされている³⁰。

日本の国際人道法の権威である藤田久一は、ICJ勧告的意見が提起した自衛権と核兵器使用の合法性の議論は、「国家体制の存続を最高価値」とするか、それとも「国民個人・人類の生存を最高価値」とするかという究極的には「世界観の選択」であり、実定法学において、各人の「『法学的』世界観を開陳」した点を評価する³¹。この選択において、前者では核兵器の使用は国家の生存目的のためには許容される可能性がある一方で、後者の観点からは核兵器の使用は生存という価値を否定することから認められないという結論に至る。勧告的意見が出された後、核軍縮交渉完結義務を履行するよう求める国連総会決議が毎年提出され、核兵器保有国やその同盟国を中心に反対や棄権があるとはいえ、100を超える多数の賛成でもって採択されている。藤田久一は、こうした国家行動の積み上げにより、核軍縮交渉完結義務が「国連法システム」においても「適切に位置づけられ」、また「世界法思想」においても高く評価されていくことを期待している³²。もっとも、相対主義的な純法理論を追求したハンス・ケルゼンが指摘するように、国家主権かコスモポリタニズム的な国際主義の選択は、法の科学によってはなされず、むしろ「倫理的および政治的なもろもろも選考によって導かれる」ものとされる³³。ICJ勧告的意見を一定の理論的枠組みに基礎づけることは、何らかの政治的志向を選択することとなる以上、勧告的意見そのものから核兵器の法的地位に対する単独の認識を導き出すことは困難であるといえる。他方、例外のいわば裏返しとして、裁判所が核兵器の使用と威嚇が一般的に国際法違反であることにより、勧告的意見を契機として核軍縮交渉完結義務の履行を求めるフォローアップ決議が毎年採択されるなど、後の核兵器禁止条約へと繋がる核軍縮における「人道的アプローチの議論の出発点」として勧告的意見の意義が重要視されている³⁴。

Ⅲ. 核兵器禁止条約の理論的枠組み

前章で明らかにしたように、核兵器禁止条約はNPT体制の内部にその根源を持ち、核兵器を「統制の対象」とする認識に立脚している。核兵器の禁止についてはこれまで多

くの構想が提起されているが、それらは「統制の対象」としての核兵器認識に立脚しつつ、核兵器の法的正当性についての共通見解を導くには至っていない。本章では、近年提起されている核兵器禁止構想を相互比較することにより、核兵器禁止条約が有する理論的枠組みを明らかにする。

近年議論の対象となっている核兵器禁止条約の条約案は、1997年に国際反核法律家協会などが中心となって発表したモデル核兵器禁止条約が出発点となっている。ICJの勧告的意見を機に「国際舞台に躍り出た」³⁵同モデル条約は、核兵器や核保有国などの詳細な定義から始まり、核兵器全廃に向けての5段階に分けられた具体的な取り組みを示し、その確証手段として国際的な検証体制の構築への方向性を示すものであった。同条約案の特徴は、核廃絶そのものを大きな過程として捉え、その全過程を規定する包括的な条文構造になっている点である。この条文案は、「決議51/45Mを実行する」ために「法的、技術的、政治的問題を明らかにする」審議過程となることを期待され、コスタリカにより国連に提出された³⁶。また1998年には、ブラジル、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカなどで構成される新アジェンダ連合（NAC）が、核兵器の非人道性を強調し、「核兵器なき世界」達成に向けた法的枠組みの必要性を指摘する『核兵器なき世界に向けて：新しいアジェンダの必要性』を発表した³⁷。モデル核兵器禁止条約と同様、NAC文書においてもICJの勧告的意見が引用され、核軍縮交渉完結義務の存在が確認されている。それに加えて、核兵器を保持していることが「正当である」と将来に渡って見なされ続けることがないよう、国際社会は直ちに核兵器の廃絶に向けた行動を取るべきであると指摘していることが特徴として挙げられる。こうして非核兵器国を中心とした核兵器の違法化に向けた動きが進められる中で、2007年にはモデル核兵器禁止条約の改訂版が発表され、コスタリカによりNPT再検討会議準備委員会に提出されたほか、同国およびマレーシアによって国連総会において各国に同改訂条約案が配布された³⁸。改訂案では、1997年以降の「技術的・法的・政治的發展を考慮に入れ」つつ、その国際社会における位置付けとして、2000年及び2005年のNPT再検討会議に提出されたICJ勧告的意見フォローアップのための作業文書との関連性を挙げている³⁹。

こうして2010年NPT再検討会議に向け核兵器禁止条約を含む核廃絶への機運が高まるにつれて、核兵器禁止条約に向けた多くの提案がなされていった。2008年、パン・ギムン国連事務総長は『国連と核兵器なき世界における安全保障』と題する講演を行い、核軍縮問題に対して5つの提案を行った。その中には、すべてのNPT加盟国、とりわけ核兵器保有国に対して核軍縮交渉を行うこと、安保理常任理事国が核軍縮過程における安全保障問題に関して議論を開始することなどが含まれる。最上敏樹の指摘によれば、国連事務総長は国連における「行政の長」であるが、その「権限と責任の不明確さ」は否定できないものの、「非公式の外交的機能」を含む政治的役割を与えられているとされる⁴⁰。地位の面では「加盟国を超越」⁴¹するとされる国連事務局の長が核軍縮に対して具体的な行動指針

を示したことは、「核兵器のない世界の追及が広く議論」され始める中で「問題に関する普遍的な議論を導入するという大きな役割を果たした」と評価されている⁴²。その他類似の提案では、「核兵器禁止のための緊急行動」を掲げる平和市長会議が、「2020ビジョン」として、2020年までに核兵器廃絶を達成するための具体的なプロセスが規定し、2015年までに核兵器禁止条約を締結することを要求している⁴³。また非同盟諸国（NAM）は、2010年のNPT再検討会議において、特定の時間的枠組みの中で核兵器禁止を達成する行動計画を提案した⁴⁴。非同盟諸国以外の国家にも支持が広がる同提案では、ICJ勧告的意見中で示された核軍縮交渉完結義務の存在を根拠として、核軍縮に対する「厳格かつ効果的な国際的コントロール」の必要性が強調されている。同案はスイスやオーストリアなどの賛同も得るなど、非同盟諸国以外の国家にも支持が広がっている。

モデル核兵器禁止条約やNAMによる行動計画に共通する点は、核兵器禁止を法的に宣言するのみならず、核兵器廃絶に向けての一連の過程を詳細に規定し、目標達成を一定の期限内で成し遂げる法枠組みの制度化を目指していることである。2010年のNPT再検討会議では最終文書が採択されるなど、2005年以降は核軍縮の推進を目指す国際的な潮流があった一方で、核兵器禁止条約が具体的な期間制限を設けることに対しては、核兵器国を中心に根強い反発があった。黒澤満が指摘するように、合意が成立したということは、「核兵器禁止条約の作成により核廃絶を一定期限内に達成しようとする」非同盟諸国や新アジェンダ連合と、「それに真っ向から反対する」核兵器保有国やその同盟国の「両者にとって受け入れ可能な形で妥協が図られ」た結果であるといえる⁴⁵。また、2010年のNPT再検討会議における合意の内容が2000年合意と同じようなものにとどまっていることも、核兵器禁止条約成立に向けた議論の高まりと比較して、核軍縮の実質的な進展はほとんど見られなかった証明であると、黒澤満は分析する。すなわち、核兵器禁止条約に向けた多くの提案とそれを受けた合意文章のみでは、とりわけ核兵器の認識に対して新たな価値を提示してはいないということである。

こうした議論の中で、ICJ勧告的意見から派生しつつも核軍縮交渉完結義務とは区別される新たな議論として、核兵器の非人道的側面が挙げられる。核兵器の非人道性については、日本における原爆判決が「人道法を基準とした評価」に基づき広島・長崎に対する原爆投下を国際法上違法としたが、この判決は「核兵器一般の違法性の問題」を明確に区別したものではないと指摘されている⁴⁶。他方、非核保有国が依拠する「人道法による議論」と核兵器国が依拠する「自衛権」は「相互に独立の法体系に準拠」しており、これらを「両立させる解決」には、上位法による統一的な法体系の構築以外に核兵器の使用の合法・違法性を明確にすることはできない⁴⁷。ICJ勧告的意見の「一見不整合な関係」は、「国際法学が法言説と現実の政治的緊張関係を意識しつつ、創造的な言説を生産してきたことの現時点での到達点」と評される一方で、核兵器の違法性に関する法的確信の存在が確認できてないことを認めたことは、核兵器禁止をめぐる国際的な規範形成の困難さを象徴するものであった⁴⁸。こうした状況が続く中、2010年に国際赤十字委員会（ICRC）総裁

は、核兵器が限定的な状況で使用が許されるとする議論を退ける形で、ICJ勧告的意見が指摘した核兵器の人的影響を強調し、「核兵器の使用が国際人権法に適合するとみなすことは困難である」とする公式演説を行った⁴⁹。そして、ICRCは人道組織として「単なる法的分析を超え」た立場を取ることを強調し、「各国が核兵器の合法性をどう判断しているかに関係なく、核兵器が二度と使用されないよう」全ての国家に求めるとしている⁵⁰。この演説直後に開催された2010年のNPT再検討会議においては、スイスが「核軍縮への人的アプローチの導入」を提唱し、主として法的および安全保障面が強調される核軍縮の議論中に「人的側面を持ち込む」ことを目指した⁵¹。核兵器の使用を人的な観点から一元的に理解することにより、人的アプローチは、核兵器の使用が特定の場合に合法となる可能性を排除し、核兵器を統制の対象から禁止の対象へと転換する手段として核兵器禁止条約を位置づけている。

人的アプローチは近年では一層支持を集めており、2011年には、『人道法、人間の安全保障：核兵器の不使用及び廃絶に向けた新たなパラダイム』と題する国際会議が行われ、「核兵器の使用は人道の基本的考慮と両立し得ない」とするバンクーバー宣言が国際法学者や実務家署名の下発表された⁵²。その中で、化学兵器禁止条約（CWC）や対人地雷禁止条約等が効力を発する中で、核兵器廃絶に向けた法的要請はかつてないほど明白となり、勧告的意見で触れられた核兵器廃絶に向けた新たな法的確信が現実のものになりつつあると指摘されている。NPT体制の枠組みにおいても核軍縮の非人的側面が注目され、2012年開催の2015年NPT再検討会議の第一回準備会議において、スイスなど16か国が『核軍縮の人的次元に関する共同声明』を提出したほか、国連総会においても同様の声明が提出された。また2013年から2014年にかけて、3度にわたり核兵器の人的影響に関する国際会議がノルウェー、メキシコ、そしてオーストリアで開催され、一部の核兵器保有国も参加した。2015年のNPT再検討会議までの間に、人的アプローチは100か国以上の賛同を伴う共同ステートメントへと結びついていった。とりわけ後に「人道の宣誓」と改称された2015年発表の「オーストリアの宣誓」は、NPT加盟国が核軍縮交渉完結義務の履行に加え、「核兵器廃絶に向けた法的ギャップを埋める効果的な取り組みを認識・追及すること」を求め、100か国以上の賛同を得た⁵³。

核軍縮への人的アプローチの展開を、核兵器の使用を「道徳的観点からも許容されるべきでない」とする国際法上の「大きなパラダイムシフト」と黒澤満は評価する⁵⁴。川崎哲も核兵器の「非人的性に関する議論はほぼ出尽くし」ており、核兵器への認識を敵対の道具から、核兵器の禁止こそが世界の安全を保障するという「概念への転換」をもたらすものとして、核兵器禁止条約の必要性を強調する⁵⁵。こうした肯定的な評価はいずれも、核兵器禁止条約によって核兵器に対する認識を転換させ、それをかつ法的枠組みにより担保・制度化することにより、核軍縮そのものを普遍化する取り組みであるといえる。言い換えれば、核兵器禁止条約の意義は、核兵器の合法性の問題を土台として、人的な価値

に基づく一つの「法学的世界観」を実定法の形で具体化することにより、選択可能な複数の世界観から一つの価値体系を選択する過程を提供することであるといえる。

IV. 現行の国際法体系における核兵器禁止条約の意義と限界

核兵器禁止条約への取り組みが有する確信は、生物兵器や化学兵器の一般的禁止条約、対人地雷やクラスター爆弾禁止条約などの事例と同様、核兵器の廃絶も法的禁止によって可能になるというものである。本章では、人道的アプローチに基盤を据える核兵器禁止条約が、現行の国際法秩序におけるその意義と課題について考察する。

第一の点は、核兵器禁止条約の方法である。核兵器禁止をめぐる法的枠組みの設定には、理論的な側面と実践的な側面が存在する。すなわち、理論的には核兵器廃絶過程も含む包括的な条約を定めているものの、国際政治時における「現実的かつ効果的」な影響を考慮し、国際NGOを中心として、核兵器の禁止を先行的に行うことが提唱されはじめている⁵⁶。モデル核兵器禁止条約の様に、兵器の禁止と廃絶を求めた包括的条約の先例は、化学兵器禁止条約である。化学兵器禁止条約（CWC）の特徴は、化学兵器を全面的に禁止すると同時に、その検証機関を制度化し、条約の実施機関としての化学兵器禁止機関を設けつつ、さらには化学技術・知識の平和利用を妨げないよう制度設計されている点である。これは生物兵器を禁止しつつも、その検証措置や実施機関を有しない生物兵器禁止条約（BWC）とは対極的である。こうした違いに対して、田中極子は、両者を協調的安全保障の形態としつつ、CWCを「硬いレジーム」BWCを「柔らかいレジーム」として、両者を大量破壊兵器のデュアル・ユース性管理の方法として比較検討している⁵⁷。ここではとりわけ、生命科学分野の発展状況に伴い、「バイオ脅威」が「法整備を通じた規制に基づく専管事項」で対抗できるレベルではなく、「科学者を含む社会全体の自律的なガバナンスを通して、網羅的にデュアル・ユース性に対抗する」方策として、いわば、化学の進歩に伴う両義性を社会全体の責任として捉えるBWCの「柔らかいレジーム」の意義を再評価している⁵⁸。言い換えれば、核兵器禁止条約は、そうした「社会全体の責任」に基づき技術仕様の方向性を定めるものではなく、核兵器を「統制の対象」として法の下での廃絶を目指す「硬いレジーム」形成を目指すものと理解できる。それに対して、核兵器禁止を先行的に行うアプローチは、対人地雷禁止条約（1997年）やクラスター爆弾禁止条約（2008年）締結の成功を参照している。こうした禁止条約の特徴は、対象となる兵器の禁止条約を「保有国が参加しなくても」推進していくことにより、当該兵器を「非正当化する規範を強める」といった国際規範への期待である。川崎哲が指摘するように、禁止先行条約は「それだけでは不完全なもの」ではあるが、条約締結によって核兵器使用の規範的成本を高めていくことにより、利害計算の観点から「非武装化を現実的に検討する」流れが生まれることを期待している⁵⁹。核兵器禁止条約に対する包括的条約作成案と先行禁止条約であっても、条約作成時において目指される規範体系実現の在り方は異なってい

る。核兵器禁止条約においては、とりわけ「硬いレジーム」が妥当であるのか、それとも「柔らかいレジーム」のような社会全体の責任をどのように捉えるのかについて、核兵器の廃絶という象徴的なスローガンに加えて検討されていく必要があるように思われる。

第二の点は、核兵器禁止条約と他の核兵器に関する提案との関係である⁶⁰。まず注目すべきは、核兵器禁止の提案が必ずしも「持たざる国」からだけでなく、むしろ核兵器保有国の側からも提案されていることである。その発端となったものは、ジョージ・シュルツ、ヘンリー・キッシンジャーなど4人が2007年に発表した「核兵器のない世界」という論文である。「四賢人提案」とも評されるこの論文は、核兵器による安全保障という考えが、現代の安全保障環境においては「危険性を増加させ、かつ非効果的」であるばかりか、核テロ攻撃の危険性も高まっている現状では、「核の脅威がない世界」を実現していく必要があるとしている⁶¹。その後も、彼らは定期的に核兵器廃絶に向けた論文を投稿しているほか、ゴルバチョフ元ロシア大統領や元NATO事務局長など核兵器国の実務経験者が、こうした核廃絶の必要性に賛同している⁶²。この議論の特徴は、核兵器それ自体の非人道性や違法性を議論するのではなく、むしろ安全保障の観点から核兵器の廃絶を段階的に実施することを求めている点である。すなわち、「敵対の手段」として正当化されてきた核兵器が、その基盤となる核抑止力が低下していることを、核抑止を唱えていた論者自身が認めていることが、この提案の大きな特徴であるといえる。「四賢人提案」に代表される核軍縮を安全保障環境の変化から説明する議論は、核廃絶という共通の目標は有してはいるものの、核兵器禁止条約が核軍縮における人道的アプローチを基盤にしているのとは正反対に、いわば国際政治理論における現実主義の立場から核廃絶を推進していることを意味している。この系譜に連なる提案として、グローバル・ゼロ委員会の提案が挙げられる。こうした異なる動機に支えられた核廃絶について、黒澤満は「より平和でより安全な国際社会を構築していこうとする理念は共通しており、核兵器のない世界がより平和であり安全であるという基本的志向を基盤としている」とし、その共通性を強調している⁶³。だが、核兵器禁止条約が一つの「法学的世界観」を選択していることは、条約と安全保障問題との関係で大きな問題となっている。本稿冒頭で取り上げたように、NATO諸国など核兵器保有国の同盟国が、核廃絶という最終的な目標には同意しつつも核兵器禁止条約の意義には否定的であることは、核兵器禁止条約が一つの普遍的な規範的体系となることの困難さを表している。とりわけ、近年ロシアが核兵器の安全保障上の意義を改めて強調していること、そしてアメリカも「同盟国の核抑止力を否定する」としてNATO諸国が核兵器禁止条約に反対するよう文書を配布したと報道されたことなどは、核兵器の非正当化それ自体が揺らいでいることさえ想起させる⁶⁴。戸崎洋史が指摘するように、対人地雷禁止条約やクラスター爆弾禁止条約の「成功体験」は、その影響力や兵器の正当化理論を含めた「安全保障や国際秩序における影響力に格段の差」があることから、核兵器の廃絶には「単純に応用」できるものではない⁶⁵。核兵器禁止条約の実効性の問題はかつてから指摘されている問題ではあるが、この問題を法学的アプローチの有効性との関係で

議論した研究もまだ少なく、法理論の立場からもさらなる議論が必要となってくる。

とりわけ、法的アプローチの限界と密接に関係しているのが、核兵器に対する併存する異なった認識と関係する、核兵器禁止条約とNPT体制との整合性に関わる問題である。前章までに指摘したように、NPT体制は従来の「敵対の手段」としての核兵器認識と「統制の手段」としての核兵器認識を妥協させた結果であった。それに対して、核兵器禁止条約は核兵器を人道的な観点から「悪」として、それを「絶対的」な手段でもって禁止する必要性を訴えている⁶⁶。このように、異なった核兵器認識に基づいた両者であるが、その一方で核兵器禁止条約は「取捨選択の関係ではない」とされ、条約推進の側からは両者の相互補完性が強調されている⁶⁷。たしかに、核兵器を「統制」とするという目標は両者が共有し、とりわけ「核兵器国が即座に入らないと考えられる」禁止条約に対して、NPT体制下で追っている核軍縮義務は核兵器国にも適用されるものであることは、川崎哲が指摘する通りである⁶⁸。だが、NPT体制とは異なる核兵器認識を国際法上の法体系として構築していくことを目指す以上、両者が補完関係となることは自明のことではない。前章で指摘したように、核兵器の法的禁止は同時に、国際社会において核兵器を違法とする法的確信を実定化することを通じて、複数が併存する「法的世界観」に対して一つの回答を示すことを意味している。NPT体制の「不平等性」に対する異議申し立てとしての側面もある核兵器禁止条約をNPT体制と無批判に結び付けることは、核兵器禁止条約の意義そのものを減退させる危険性もある点には留意する必要がある。

V. 結論

核兵器禁止をめぐる問題は、かつてより膨大な数の研究があり、実務においても長年議論されてきた問題である。こうした中で、2016年になり核兵器禁止条約の議論が国連の場においても開始されたことは、核兵器廃絶に向けた動きの一つの転換点となることは間違えない。だが、核兵器禁止という様々な立場が入り組んだ問題に対して、一つの価値体系を持って議論を推進する法的アプローチがいかなる影響を持ち得るのかについては、必ずしも楽観視することはできない。かつてカール・シュミットは普遍的な法的文言と特定の政治的立場の結合を批判したが、核兵器禁止の問題はまさに、特定の政治的立場と核兵器の普遍的な法的禁止を結合するか否かという問題であるといえる⁶⁹。こうした立場からは、核兵器禁止条約を特定の核兵器認識を持つ政治的立場と結びつけることは、核兵器法的禁止という目的とは裏腹に、核兵器の問題を法的問題から政治的問題へと転換させるという矛盾そのものと評価されるであろう。これは単に核兵器禁止条約の実効性に留まらないことを示唆している。すなわち、核兵器に対する複数の法認識が併存するなかで、ある特定の価値を標榜する法体系を対抗的に打ち出すことは、核兵器に対する共通の法的認識を構築することを断念し、むしろ問題を政治的対立の次元に押しとどめてしまう危険性が

あることは注視されるべきである。その意味において、核兵器禁止条約をオタワ条約やオスロ条約の延長線上に捉えていく現在の流れについては、必ずしも楽観的な結論が出るとは言えないことということが指摘される必要がある。

他方、核兵器禁止の規範形成は強者が弱者を支配する道具として用いられているのではなく、むしろ非核兵器保有国から提出されている批判である点は見逃してはならない。核兵器の禁止それ自体が、既存の法秩序の「不平等性」を明らかにし、それに対する「是正」手段となっている以上、既存の法秩序を政治から切り離すことにより擁護しようとするだけでは、現状を追認しているにすぎない。これこそまさに、カール・シュミットが本来批判していた、法実証主義の現状追認的な性格であり、現状の「不平等性」に対する意義に対して法的応答を放棄することにつながってしまう。

核兵器禁止条約の形成は始まったばかりであり、現時点でこの流れに対して最終的な評価を下すことは難しい。国際条約は政治的・法的効果とも非常に大きい、それは同時に国際的に強固な合意を必要とする。核兵器の法的禁止が全会一致の支持を集めるとは考えにくい中で、国際社会における価値形成と既存の法的価値体系を漸進的に結びつける長期的な過程へと発展させられるかが、核兵器禁止条約の今後を左右していくこととなる。その際、法的合意と法的拘束力を有しない国際「合意」の「相対的な差異」⁷⁰を踏まえ、法的アプローチの限界を踏まえた上で現状の「不平等性」に切り込むことこそが、核兵器禁止を政治的対立の段階に留めない方策であると本稿は結論づける。

注

- ¹ OEWG. <http://www.unog.ch/oewg-ndn> 2016.11.18 11:34.
- ² 2015年のNPT運用検討会議の講評は多数あるが、ここでは外務省の概要および評価を参考として挙げておく。http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page4_001201.html 2016.11.22 15:16.
- ³ UN Doc. S/RES/2310、2016年9月23日、http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s_res_2310.pdf 2016.11.18 15:53.
- ⁴ OEWG. *Report of the Open-ended Working Group Taking Forward Multilateral Nuclear Disarmament Negotiations*. 2016年8月19日. [http://www.unog.ch/80256EDD006B8954/\(httpAssets\)/B7F8C26BC8E15317C1258018003E1D71/\\$file/Final+Report+of+the+OEWG,+as+submitted+to+GA+\(clean\).pdf](http://www.unog.ch/80256EDD006B8954/(httpAssets)/B7F8C26BC8E15317C1258018003E1D71/$file/Final+Report+of+the+OEWG,+as+submitted+to+GA+(clean).pdf) 2016.09.22 14:31.
- ⁵ 黒澤満『核軍縮と世界平和』信山社、2011年、同『核兵器のない世界へ 理想への現実的アプローチ』東信堂、2014年など。
- ⁶ 阿部達也『大量破壊兵器と国際法 国家と国際監視機関の協働を通じた現代的国際法実現プロセス』東信堂、2011年。

- 7 藤田久一『核に立ち向かう国際法：原点からの検証』法律文化社、2011年。
- 8 福井康人『軍縮国際法の強化』信山社、2015年。
- 9 Sagan, Scott D., Waltz, Kenneth N. *The Spread of Nuclear Weapons A Debate*. 3rd ed. 2012. New York and London: W.W. Norton.
- 10 秋山信将『核不拡散をめぐる国際政治 規範の遵守、秩序の変容』有信堂、2012年。
- 11 納谷正嗣「大量破壊兵器不拡散の思想と展開」及び梅本哲也「国際レジームとしての核不拡散体制『不平等性』の存在根拠」納谷正嗣、梅本哲也編『大量破壊兵器不拡散の国際政治学』有信堂、2000年。
- 12 概説書ではあるが、岩田修一郎「核と安全保障」防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障学入門 新訂第4版』亜紀書房、2008年参照。
- 13 梅本哲也『核兵器と国際政治 1945-1995』日本国際問題研究所、1996年、48頁。
- 14 Acheson Dean, Lilienthal David. *A Report on the International Control of Atomic Energy* (The Acheson-Lilienthal Report) 1946年. <http://www.learnworld.com/ZNW/LWText.Acheson-Lilienthal.html#page1> 2016.09.22 14:31.
- 15 同上、4頁。
- 16 梅本、前掲脚注11、83頁。同様の指摘として、石川卓「ミサイル防衛と『軍備管理』の終焉」黒澤満編『大量破壊兵器の軍縮論』新山社、2004年、88-90頁。
- 17 軍備管理は軍縮などと混同されることがある。本稿では、軍備管理を時として軍拡の余地もあるが、締約国同士で数量制限を定める措置と定義する。他方軍縮は、特定の兵器の制限もしくは全廃する措置と定義する。もっとも、黒澤満は、軍備管理の用語は「分析概念としては、あまりに広すぎ」るほか、国連等では軍備管理の用語が使用されていないことから、軍縮を意図する場合に軍備管理という用語を使用するべきではないとする。宮坂直史「軍備管理と軍縮」防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障学入門 新訂第4版』亜紀書房、2008年、黒澤、前掲脚注2、212-214頁参照。
- 18 岩田修一郎「戦略核軍縮の現状と課題」浅田正彦・戸崎洋史編『核軍縮不拡散の法と政治』信山社、2008年、114-116頁。
- 19 岡崎久彦『戦略的思考とは何か』中公新書、1983年、183頁。
- 20 神谷万丈「9. 核拡散問題」田中明彦・中西寛編『新・国際政治経済の基礎知識 [新版]』有斐閣ブックス、2010年、215頁参照。
- 21 同上。
- 22 同上。
- 23 UN Doc. A/RES/1665 (XVI), *Prevention of the Wider Dissemination of Nuclear Weapons*, 1961年12月4日. <http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/Disarm%20ARES1665.pdf> 2016.09.22 14:31.
- 24 福井康人、前掲脚注5、63頁。

- ²⁵ NPT体制を核不拡散の多国間管理構想としつつ、普遍性と不平等性のジレンマを抱えるNPTだけでなく、NSGやアメリカなどの政治的圧力なども、核不拡散秩序の構築に大きな影響を与えたと指摘するものに、秋山信将『核不拡散をめぐる国際政治規範の遵守、秩序の変容』有信堂、2012年（とりわけ第三章）がある。
- ²⁶ この点に関して、石川、前掲脚注14、89頁参照。
- ²⁷ 例えば、山田寿則「核抑止政策に対する国際人道法の適用をめぐる国際司法裁判所の核兵器勧告的意見とその後の議論を手掛かりに」浦田賢治編『核抑止の理論 国際法からの挑戦』、憲法学会、2011年。また、自衛権と核兵器の使用の関係で、勧告的意見は「古い自己保存」の概念に従い、国際法遵守を考慮しないような「本能」的な動きを権利として核兵器の使用の合法性の根拠としてしまうことで、結局のところはホッブズ的な絶対的自由の観念から抜け出せていないと批判するKohen, Marcelo, 'The Notion of "State Survival" in International Law.' Laurence Boisson de Chazournes, Philippe Sands ed. *International Law, The International Court of Justice and Nuclear Weapons*, 1999, Cambridge: Cambridge University Pressがある。紙面の都合で紹介しきれないが、同論文集には、ICJ勧告的意見が提起した多くの論点に対して、カギとなる文言から浮き上がる論点それぞれに対する深い考察がなされた多数の論文が収録されている。
- ²⁸ 藤田、前掲脚注4、192頁。
- ²⁹ 同上、179頁、191頁。
- ³⁰ 柳原正治「核兵器の使用・威嚇の合法性についての勧告的意見」『判例百選』有斐閣、2011年、松井芳郎「国際司法裁判所の核兵器使用に関する勧告的意見を讀んで」『法律時報』68巻12号、1996年など。ICJ勧告意見とNPTを巡る「実状」については、福井、前掲脚注5、184頁参照。
- ³¹ 藤田、前掲脚注24、179頁、191頁。
- ³² 藤田、同上、191頁。勧告的意見が出された直後、1996年12月の国連総会決議51/45/Mは、勧告的意見が強力な国際的なコントロールの下で核軍縮交渉完結義務を遂行する義務を認めた点を評価する。その後も、勧告的意見のフォローアップ決議はマレーシアなどが中心となって毎年提出されているが、核兵器保有国やその同盟国との対立は解消されておらず、各国の投票行動には大きな差は生じていないといえる。
- ³³ Kelsen, Hans, *The General Theory of Law and State*, 1945, Cambridge: Harvard University Press, 388頁（=ハンス・ケルゼン『法と国家の一般理論』、木鐸社、1991年、563頁）。
- ³⁴ 黒澤、前掲脚注2、117-118頁、川崎哲『核兵器を禁止する』岩波書店、2014年、24-25頁。もっとも黒澤自身、軍縮交渉完結義務は核軍縮の観点からは重要である一方で、勧告的意見の中では「ほんの一部分にすぎない」と認めている。黒澤満『軍縮国際法』信山社、2003年、342頁。

- ³⁵ 川崎、前掲脚注32、25頁。
- ³⁶ A/C.1/52/1、1997年11月17日。 <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N97/334/78/IMG/N9733478.pdf?OpenElement> 2016.09.28 14:21.
- ³⁷ The New Agenda Coalition, *Towards a Nuclear-Weapon-Free World: The Need For A New Agenda*, <http://www.nuclearfiles.org/menu/key-issues/ethics/issues/political/towards-nuclear-weapons-free-world.htm> 2016.09.23 22:43.
- ³⁸ *Preparatory Committee for the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons*, 2007年5月1日, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N07/327/68/PDF/N0732768.pdf?OpenElement> 2016.09.29 11:04.及びUN Doc. A/62/650, 2008年1月18日, <http://lcnp.org/mnwc/CostaRica.pdf> 2016.09.14 15:58.
- ³⁹ NPT/CONF.2010/PC.I/WP.17. 前掲脚注36。
- ⁴⁰ 最上敏樹『国際機構論 第二版』東京大学出版、2006年、99-100頁。
- ⁴¹ 同上、99頁。
- ⁴² 黒澤、前掲脚注2、104頁。
- ⁴³ Meyers for Peace, <http://www.2020visioncampaign.org> 2016.9.12 22:46. もっとも、核廃絶が進まない中、国連で核兵器禁止条約が議論され、「早ければ2020年にも効力を有する」可能性を考慮し、ビジョン2020を改訂する可能性が言及されている。Meyers for Peace, *Progress Report 2014*, 2014年、http://www.2020visioncampaign.org/fileadmin/user_upload/2020VC/Home/Progress_Report/M4P2020_PR2014_ENG_HQ_002.pdf 2016.9.13 12:18参照。
- ⁴⁴ NPT/Conf.2010/WP.47, *2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons*, 2010年4月28日、http://cns.miis.edu/nam/documents/Working_Paper/4_28_10_NPTCONF.2010WP.47.pdf 2016.9.28. 18:26.
- ⁴⁵ 黒澤、前掲脚注2、199頁。
- ⁴⁶ 廣瀬和子「第5節 核兵器の使用規制—原爆判決からICJの勧告的意見までの言説分析を通じて見られる現代国際法の複合性」村瀬信也、真山全編『武力紛争の国際法』東信堂、2004年、424-459頁、453頁、藤田、前掲脚注4、18頁。同判決については、藤田は「世界の国際法学会で注目され、高い評価を得た」とする一方で、外国の国際法学者による論評は極めて少ないことを認めている。藤田久一「147 広島・長崎原爆投下事件」松井芳郎編『判例国際法 第2版』東信堂、2006年、614頁参照。
- ⁴⁷ 廣瀬、前掲脚注44、454頁。
- ⁴⁸ 藤田久一「149 核兵器使用の合法性事件」松井芳郎編『判例国際法 第2版』東信堂、2006年、624頁。廣瀬、同上。
- ⁴⁹ International Committee of the Red Cross. 'Bringing the Era of Nuclear Weapons to an End' Statement by Jakob Kellenberger, President of the ICRC, to the Geneva

- Diplomatic Corps, Geneva、2010年4月10日、<https://www.icrc.org/eng/resources/documents/statement/nuclear-weapons-statement-200410.htm> 2016.9.28. 19:42.
- 50 同上。
- 51 黒澤、前掲脚注2、118頁。
- 52 *Vancouver Declaration, Law's Imperative for the Urgent Achievement of a Nuclear-Weapon-Free World*、2011年2月11日、[http://www.thesimonsfoundation.ca/sites/default/files/Vancouver% 20Declaration_5.pdf](http://www.thesimonsfoundation.ca/sites/default/files/Vancouver%20Declaration_5.pdf) 2016.9.24. 02:12.
- 53 NPT/CONF.2015/WP.29, *The Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons (8 and 9 December 2014) and the Austrian Pledge: Input for the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons*, 2015年4月21日、[http://www.un.org/en/conf/npt/2015/pdf/NPT% 20CONF2015% 20WP.29_E.pdf](http://www.un.org/en/conf/npt/2015/pdf/NPT%20CONF2015%20WP.29_E.pdf) 2016.9.26. 01:44。主要国の投票行動については、広島県 日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター『2016年版ひろしまレポート核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る2015年の動向』、2016年、<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/203187.pdf>、2016.9.26. 02:18参照。
- 54 黒澤、前掲脚注2、139頁。
- 55 川崎哲「第1章 核兵器の法的禁止に対する日本政策選択」公益財団法人日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター編『核兵器不拡散条約（NPT）第6条に基づく「効果的措置」及び核兵器の非人道性に係わる核軍縮政策』<http://www.cpdnp.jp/pdf/003-01-015.pdf>、2016.9.30. 11:26.
- 56 川崎哲「核兵器禁止条約へ『持たない国』の挑戦」『世界』872号、2015年8月、175-183頁。
- 57 田中極子「大量破壊兵器のデュアル・ユース性管理 生物兵器禁止条約における発展」『社会科学ジャーナル』77号、2014年、53-77頁。
- 58 同上。四ノ宮成祥「生物兵器禁止条約と生命科学領域のデュアルユース研究」『CISTEC Journal』130号、2010年11月、59-67頁。同「生命科学領域におけるデュアルユース問題」四ノ宮成祥・河原直人編『生命科学とバイオセキュリティ デュアルユース・ジレンマとその対応』東信堂、2013年も併せて参照。
- 59 川崎、前掲脚注54、180-182頁。
- 60 その他にも複数の条約を基礎として核廃絶の枠組み作りを目指す提案があるが、本稿が検討している2016年から2017年にかけての核兵器禁止条約のアプローチとは異なることから、紙面の関係上割愛している。
- 61 Shultz, George P., Perry, William J., Kissinger, Henry A., Nunn, Sam. 'A World Free of Nuclear Weapons,' *The Wall Street Journal*. 2007年1月4日、<http://www.wsj.com/articles/SB116787515251566636> 2016.9.25. 14:23.
- 62 こうした提案についての詳細および賛同の広がりについては、黒澤、前掲脚注2の第1

章で詳しく論じられている。

⁶³ 黒澤、前掲脚注2、50頁。

⁶⁴ NHK NEWS WEB「核兵器禁止条約締結の決議案 米が反対文書をNATOに」
10月26日、<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20161026/k10010744601000.html>
2016.10.26. 21:56.

⁶⁵ 戸崎洋史「第2章 核兵器不拡散条約第6条に基づく「効果的措置」—日本の安全保障
視点から」公益財団法人日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター編『核兵器不
拡散条約（NPT）第6条に基づく「効果的措置」及び核兵器の非人道性に係わる核軍
縮政策』2016年3月、24頁。

⁶⁶ 前掲脚注50参照。

⁶⁷ 川崎、前掲脚注54、82頁。

⁶⁸ 同上。

⁶⁹ カール・シュミット「現代帝国主義の国際法的諸形態」長尾隆一編『カール・シュ
ミット著作集 I』慈学社、2007年、314-332頁。

⁷⁰ 中村耕一郎『国際「合意」論序説 法的拘束力を有しない国際「合意」について』東
信堂、2002年参照。